

1-6. 那覇市議会会議規則 (解説付)

昭和 47 年 5 月 11 日
議 会 規 則 第 3 号

改正	平成 3 年 8 月 12 日 議会規則第 1 号	令和 2 年 12 月 10 日 議会規則第 1 号
	平成 3 年 11 月 1 日 議会規則第 2 号	令和 3 年 3 月 11 日 議会規則第 1 号
	平成 14 年 7 月 15 日 議会規則第 1 号	令和 5 年 7 月 14 日 議会規則第 1 号
	平成 19 年 3 月 22 日 議会規則第 1 号	令和 5 年 8 月 17 日 議会規則第 2 号
	平成 20 年 9 月 10 日 議会規則第 1 号	令和 6 年 4 月 3 日 議会規則第 1 号
	平成 25 年 1 月 15 日 議会規則第 1 号	令和 7 年 4 月 9 日 議会規則第 2 号
	平成 25 年 3 月 26 日 議会規則第 2 号	令和 7 年 6 月 30 日 議会規則第 3 号
	平成 27 年 7 月 9 日 議会規則第 1 号	

那覇市議会会議規則(1969 年那覇市議会規則第 2 号)の全部を改正する。

目次

第 1 章 会議

- 第 1 節 総則(第 1 条—第 13 条)
- 第 2 節 議案及び動議(第 14 条—第 19 条)
- 第 3 節 議事日程(第 20 条—第 24 条)
- 第 4 節 選挙(第 25 条—第 33 条)
- 第 5 節 議事(第 34 条—第 47 条)
- 第 6 節 秘密会(第 48 条・第 49 条)
- 第 7 節 発言(第 50 条—第 66 条)
- 第 8 節 表決(第 67 条—第 77 条)
- 第 9 節 公聴会及び参考人(第 78 条—第 84 条)
- 第 10 節 会議録(第 85 条—第 89 条)

第 2 章 委員会

- 第 1 節 総則(第 90 条—第 94 条の 2)
- 第 2 節 審査(第 95 条—第 111 条)
- 第 3 節 秘密会(第 112 条・第 113 条)
- 第 4 節 発言(第 114 条—第 125 条)
- 第 5 節 委員長及び副委員長の互選(第 126 条・第 127 条)

第 6 節 表決(第 128 条—第 138 条)

第 3 章 請願(第 139 条—第 145 条)

第 4 章 辞職及び資格の決定(第 146 条—第 150 条)

第 5 章 規律(第 151 条—第 159 条)

第 6 章 懲罰(第 160 条—第 165 条)

第 7 章 協議又は調整を行うための場(第 166 条・第 167 条)

第 8 章 議員の派遣(第 168 条)

第 9 章 補則(第 169 条—第 171 条)

付則

第 1 章 会議

第 1 節 総則

(参集)

第 1 条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

【参照条文】

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)(以下「法」という。)

〔招集〕

法第 101 条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。

② 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

③ 議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

④ 前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。

⑤ 第二項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。

⑥ 第三項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあつては十日以内、町村にあつては六日以内に臨時会を招集しなければならない。

⑦ 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

《行政実例》

- 1 長が議会招集の告示をした後は、招集期日を変更することはできない。(昭 26.9.10)
- 2 招集の日に招集に応じた議員が議員定数の半数に達しなかったときは、その定例会なり臨時会は流会になるものと解される。(昭 27.1.31)
- 3 長が一度なした議会招集の告示を取り消すことは、一般的にはできない。(昭 28.4.6)
- 4 議長の不信任決議案を「会議に付すべき事件」として、第 101 条第 1 項の規定に基づき臨時会の招集を請求することはできない。(昭 28.8.25)
- 5 法第 100 条第 1 項の規定による調査を行うことについて議員から臨時会の招集請求ができる。(昭 37.4.4)
- 6 閉会中議長が受理した請願を審査するため法第 101 条による臨時会招集の請求ができる。(昭 49.2.5)

(欠席の届出)

第 2 条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

【参照条文】

〔欠席議員の懲罰〕

法第 137 条 普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。

(宿所又は連絡所の届出)

第 3 条 議員は、住所とは別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

【参照条文】

〔定足数〕

法第 113 条 普通地方公共団体の議会では、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第 117 条の規定による除外のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

(議席)

第 4 条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第 5 条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

【参照条文】

〔定例会・臨時会及び会期〕

法第 102 条 [略]

②～⑥ [略]

⑦ 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

〔会期不継続の原則〕

法第 119 条 会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しない。

《行政実例》

1 一般選挙後初めて行われた議会の初日において、諸種の事情により議長、副議長の選挙が行われなかった場合、年長議員の下に、議長、副議長選挙のため会期を定め又は会期を延長することができる。(昭 28.4.6)

(会期の延長)

第 6 条 会期は、議会の議決で延長することができる。

【参照条文】

〔定例会・臨時会及び会期〕

法第 102 条 [略]

②～⑥ [略]

⑦ 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

《行政実例》

1 会期終了日の会議が午後 11 時 59 分になっても終了しないので、直ちに会期を延長してそのまま会議を続行、翌日に至り会議を行う場合、一応 12 時に散会の宣告をし、更に翌日の会議を開く旨を宣告する。(昭 25.9.9)

2 事情の変更がある限り、2 回以上にわたり会期を延長することは差し支えない。(昭 37.10.3)

(会期中の閉会)

第 7 条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

【参照条文】

〔定例会・臨時会及び会期〕

法第 102 条 [略]

②～⑥ [略]

⑦ 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

(議会の開閉)

第 8 条 議会の開閉は、議長が宣告する。

【参照条文】

〔定例会・臨時会及び会期〕

法第 102 条 [略]

②～⑥ [略]

⑦ 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

〔定足数〕

法第 113 条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第 117 条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じて出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

〔議員の請求による開議〕

法第 114 条 普通地方公共団体の議会の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。この場合において議長がなお会議を開かないときは、第 106 条第 1 項又は第 2 項の例による。

② 前項の規定により会議を開いたとき、又は議員中に異議があるときは、議長は、会議の議決によらない限り、その日の会議を閉じ又は中止することができない。

〔議長の代理及び仮議長〕

法第 106 条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

② 議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

③ 議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

(会議時間)

第 9 条 会議時間は、午前 10 時から午後 4 時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

- 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。
- 4 会議の開始は、ブザーで報ずる。

《行政実例》

- 1 欠席議員に対する開議時刻繰上通知は必ずしも開議の有効要件ではないが、これを知らなかったため開議時刻に遅れる者のないよう適宜の措置を講ずべきである。(昭 25.9.9)
- 2 時間を定めて休憩を宣した場合において更に休憩時間を延長する必要を生じたときは、その時間に一旦会議を開いた上改めて休憩するようにするのが適当であるが、右の措置を講じなかった事実のみをもってその日の会議が当然に閉じられたものと解すべきでない。(昭 26.8.6)
- 3 会議規則で定めた会議時間経過後においても、議員定数の半数以上の者から法第 114 条第 1 項の規定により、開議請求があった場合、議長は、その日の会議を開かなければならない。(昭 32.12.24)
- 4 議長職権による招集日当日の会議時間の繰上げはできる。(昭 41.12.26)

(休会)

- 第 10 条 那覇市の休日を定める条例(平成 3 年那覇市条例第 33 号)第 1 条第 1 項に規定する本市の休日は、休会とする。
- 2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。
- 3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
- 4 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 114 条第 1 項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

【参照条文】

〔地方公共団体の休日〕

法第 4 条の 2 地方公共団体の休日は、条例で定める。

- ② 前項の地方公共団体の休日は、次に掲げる日について定めるものとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

三 年末又は年始における日で条例で定めるもの

- ③ 前項各号に掲げる日のほか、当該地方公共団体において特別な歴史的、社会的意義を有し、住民がこぞつて記念することが定着している日で、当該地方公共団体の休日とすることについて広く国民の理解を得られるようなものは、第一項の地方公共団体の休日として定めることができる。この場合においては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

- ④ 地方公共団体の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

〔議員の請求による開議〕

法第114条 普通地方公共団体の議会の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。この場合において議長がなお会議を開かないときは、第106条第1項又は第2項の例による。

- ② 〔略〕

〔議長の代理及び仮議長〕

法第106条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

- ② 議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。
③ 議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

【参照条文（那覇市の休日定める条例）】

（本市の休日）

第1条 次に掲げる日は、本市の休日とし、本市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
(4) 6月23日（慰霊の日）

- 2 〔略〕

《行政実例》

- 1 法第114条第1項の開議請求に当たって、開議時刻を限定して請求した場合、議長は必ずしも拘束されないが、開議のために要する時間以上に長時間にわたって開会しないときは、法第114条第1項後段の適用がある。（昭24.9.6）
2 会議規則の規定により、休会とされ、又は日曜日及び休日に会議を開かないとされているときにおいても、法第114条第1項の規定による開議請求ができる。（昭34.5.25）

（会議の開閉）

第11条 会議の開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

- 2 議長が会議の開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

【参照条文】

〔議員の請求による開議〕

法第114条 普通地方公共団体の議会の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。この場合において議長がなお会議を開かないときは、第106条第1項又は第2項の例による。

- ② 前項の規定により会議を開いたとき、又は議員中に異議があるときは、議長は、会議の議決によらない限り、その日の会議を閉じ又は中止することができない。

〔議長の代理及び仮議長〕

法第 106 条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

- ② 議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。
③ 議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

〔議場の秩序維持〕

法第 129 条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

- ② 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

〔判例〕

- 1 議長が閉会を宣告し、議長、副議長がともに退場しても、右閉会宣言が無効である場合は、法第 106 条第 2 項にいう「議長及び副議長とともに事故があるとき」に該当するから、閉会宣言後議場に居残った定員の半数以上の議員によって仮議長を選出し、そのまま会議を継続することができる。（甲府地裁昭 31.9.4）
2 地方公共団体の議会の会議中、議場が騒然として議長が整理することが困難な場合は、議員中に閉議に異議がある者があっても、議長職権で閉議することができる。（最高裁昭 33.2.4）

（定足数に関する措置）

第 12 条 会議の開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が法第 113 条の規定による定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

- 2 会議の会議中において、定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
3 会議の会議中において、定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

【参照条文】

〔定足数〕

法第 113 条 普通地方公共団体の議会、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第 117 条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じて出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

〔請求に基づく主要公務員の失職〕

法第 87 条 前条第 1 項に掲げる職に在る者は、同条第三項の場合において、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意があつたときは、その職を失う。

② 〔略〕

〔表決〕

法第 116 条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

② 〔略〕

〔懲罰の種類及び除名の手続〕

法第 135 条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

② 懲罰の動議を議題とするに当つては、議員の定数の八分の一以上の者の登議によらなければならない。

③ 第 1 項第 4 号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない。

〔不信任議決と長の処置〕

法第 178 条 〔略〕

② 〔略〕

③ 前 2 項の規定による不信任の議決については、議員数の三分の二以上の者が出席し、第 1 項の場合においてはその四分の三以上の者の、前項の場合においてはその過半数の者の同意がなければならない。

《行政実例》

1 法第 113 条の「議員の定数の半数」には、当然、議長を計算に入れる。(昭 26.5.2)

2 法第 116 条第 1 項にいう「出席議員」とは、あくまで採決の際、議場に在る議員で当該事件につき、適法に表決権を有する者の意と解する。(昭 32.5.11)

〈判例〉

1 会議の定足数に満たない議会における議決は、当然無効である。(松山地裁昭 25.4.20)

(出席催告)

第 13 条 法第 113 条の規定による出席催告の方法は、議場又は会派控室に現在する議員又は議員の住所(住所とは別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に文書又は口頭をもって行う。

【 参 照 条 文 】

〔 定 足 数 〕

法 第 113 条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第 117 条の規定による除外のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

〔 欠 席 議 員 の 懲 罰 〕

法 第 137 条 普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。

《 行 政 実 例 》

- 1 出席催告は、開議の時刻を翌日に定めることを得ず、かつ、その効力はその日の会議を閉じるまでであって翌日に及ばない。(昭 23.6.29)
- 2 出席催告は到達主義であるが、書面をもって、その住所又は宿所に催告する場合、本人に出会わないときは、事理を弁識するに足りる同居者にこれをすれば催告の効果を生ずると解して差し支えない。(昭 25.12.27)
- 3 会期が 2 日以上である場合、第 2 日以降においてする出席催告は、第 1 日以降当日までに応招した議員に対して行うものと解する。(昭 26.10.10)
- 4 議員定数の半数以上の応招がなければ出席の催告ができず、半数以下の応招の場合は、再度招集すべきものと解する。(昭 26.10.10)
- 5 催告時、所在地の判明しない応招議員に対して催告もれとなれば、その後において行われる議決は瑕疵があることとなる。従つて、当該議員の住所に対して催告すべきである。(昭 27.12.26)
- 6 催告により開会又は開議する時刻は、催告を受けたすべての議員が出席しうると認められる時間の余裕をおかれない。(昭 27.12.26)
- 7 出席催告を文書により各議員の自宅に送達するにあたり、本人以下家族全員不在のため使丁が催告状を持ち帰った場合、この出席催告は、適法な出席催告とはいえない。(昭 28.6.24)

第 2 節 議案及び動議

(議案の提出)

- 第 14 条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第 112 条第 2 項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては、3 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。
- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

【参照条文】

〔議員の議案提出権〕

法第 112 条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

② 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

③ 第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

〔常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会〕

法第 109 条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

②～⑤ 〔略〕

⑥ 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

⑦ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。

⑧～⑨ 〔略〕

〔意見書の提出〕

法第 99 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

《行政実例》

1 議案提出の時期は、議会の開会中に限られる。(昭 24.8.16)

2 法第 112 条第 1 項の規定により議会に議案を提出できるのは、議員にのみ認められているのであり、議長には認められない。(昭 24.10.29)

3 予算措置を必要とする議員提出議案が可決された場合、一般的には長は予算提出義務を負わない。ただし、当該団体の条例が制定公布された場合及び当該事件が当該地方公共団体の義務に関するする場合を除く。(昭 25.3.18)

4 地方自治法中特に「長が議会の議決を経て定める」旨指定してある事項、その他執行機関の執行の有効要件としての議決については、議員に提案権はない。(昭 25.6.8)

5 議員の辞職勧告及び議長不信任決議は法第 112 条の議会の議決すべき事件には該当しない。(昭 26.5.30)

6 次の議会において、前の議決を取り消す旨の議案を議員から提案することはできない。(昭 28.10.22)

7 団体意思決定議案の提出にかかる法第 112 条第 2 項の「12 分の 1 以上の者の賛成」には、提出者も含む。(昭 31.9.28)

8 議案提出の時期は、担当書記に提出された時をもって議長に提出されたものとしてよい。(昭 34.10.8)

9 一般職たる教育長及びその他の一般職員に対する辞職勧告決議は、違法とはいえないが適当ではない。(昭 42.10.25)

〔那覇市運用〕

1 機関意思決定議案の提出にかかる「3 人以上の賛成者」には、提出者は含まない。提出者の他に 3 人以上の賛成者が必要で、合計 4 人以上が必要となる。

(一事不再議)

第 15 条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

《行政実例》

- 1 議案中、重大な誤びゅうを看過して議決した場合の処置については、議決事件及びその内容によるが、一般的には越権・違法等の法律上の瑕疵がない限り一事不再議の原則の支配を受けるものと解される。(昭 25.6.8)
- 2 意見書を議決されたいとの請願又は陳情があり、これと同一趣旨の意見書が既に議員から発議されてこれを議決したときは、その請願又は陳情を審議することができるが、一括することが適当である。(昭 28.4.6)

(動議成立に必要な賛成者の数)

第 16 条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に 2 人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

【参照条文】

〔議事の公開の原則及び秘密会〕

法第 115 条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員 3 人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

- ② 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

〔修正の動議〕

法第 115 条の 3 普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の発議によらなければならない。

〔懲罰の種類及び除名の手続〕

法第 135 条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

- ② 懲罰の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。

- ③ 第 1 項第 4 号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない。

(修正の動議)

第 17 条 修正の動議は、その案を備え、法第 115 条の 3 の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、3 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

【参照条文】

〔修正の動議〕

法第 115 条の 3 普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の発議によらなければならない。

《行政実例》

- 1 委員会が修正案を提出する場合は、法第 115 条の 2(現行法では第 115 条の 3)の規定の適用はない。(昭 31.9.28)
- 2 発議者の連署は、議案の提出及び懲罰の動議と同様に提出の要件ではあるが、審議継続の要件ではない。修正案を議長に提出後の連署者の死亡等により、その数を欠くようになっても、提出の効力に変わりはない。(昭 31.9.28)

(先決動議の表決の順序)

第 18 条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

【参照条文】

〔修正の動議〕

法第 115 条の 3 普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の発議によらなければならない。

〔懲罰の種類及び除名の手続〕

法第 135 条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
 - 二 公開の議場における陳謝
 - 三 一定期間の出席停止
 - 四 除名
- ② 懲罰の動議を議題とするに当っては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。
- ③ 第 1 項第 4 号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない。

《行政実例》

- 1 先決問題に関する動議が競合した場合には、議長はいずれかの動議にその優先性を認定して順次議題に供する。(昭 24.11.2)

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第 19 条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

- 2 議員が提出した事件及び動議につき、前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

- 3 委員会が提出した議案につき第 1 項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

《行政実例》

- 1 議題として議会に上程された議案は、原則として提案者の意思のみによって撤回することはできない。(昭 27.2.6)
- 2 長から提案にかかる議案の撤回の申し出があったときは、提案者の意思のみによって撤回することはできず、議会の同意を必要とする。(昭 28.4.6)
- 3 請願、陳情の取下願があったときは、議会の同意を必要とする。(昭 28.4.6)
- 4 法第 112 条の議案の撤回は、発議者全員の同意があれば足り、賛成者の同意は必要ない。(昭 31.9.28)

第 3 節 議事日程

(日程の作成及び配布)

- 第 20 条 議長は、開議の日時、会議に付する事件、その順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

《行政実例》

- 1 年長議員が、臨時議長の職務として行う議長選挙の件までの議事日程案を作成して開議前に配布することはできる。(昭 26.9.10)

(日程の順序変更及び追加)

- 第 21 条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

《行政実例》

- 1 緊急動議(不信任案等)が提案された場合には、議事日程の追加を諮る必要がある。(昭 23.8.7)

(議事日程のない会議の通知)

- 第 22 条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

- 2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

- 第 23 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第 24 条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

【参照条文】

〔議員の請求による開議〕

法第 114 条 普通地方公共団体の議会の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。この場合において議長がなお会議を開かないときは、第 106 条第 1 項又は第 2 項の例による。

② 前項の規定により会議を開いたとき、又は議員中に異議があるときは、議長は、会議の議決によらない限り、その日の会議を閉じ又は中止することができない。

〔議長の代理及び仮議長〕

法第 106 条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

② 議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。
③ 議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

〔判例〕

1 地方公共団体の議会の会議中、議場が騒然として議長が整理することが困難な場合は、議員中に閉議に異議がある者があっても、議長は職権で閉議することができる。(最高裁昭 33.2.4)

第 4 節 選挙

(選挙の宣告)

第 25 条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

【参照条文】

〔選挙及び予算の増額修正〕

法第 97 条 普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基く政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。

② 〔略〕

〔議長及び副議長〕

法第 103 条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

② 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

〔議長の代理及び仮議長〕

法第 106 条 〔略〕

② 議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。
③ 議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

〔投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議〕

法律第 118 条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第 46 条第 1 項及び第 4 項、第 47 条、第 48 条、第 68 条第 1 項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第 95 条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

- ② 議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。
- ③ 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員の全員の同意があつた者を以て当選人とする。
- ④ 一の選挙を以て 2 人以上を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。
- ⑤ 第 1 項の規定による決定に不服がある者は、決定があつた日から 21 日以内に、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に審査を申し立て、その裁決に不服がある者は、裁決のあつた日から 21 日以内に裁判所に出訴することができる。
- ⑥ 第 1 項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

【参照条文(公職選挙法)】

(投票の記載事項及び投函)

第 46 条 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候補者 1 人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

2～3 [略]

4 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

(点字投票)

第 47 条 投票に関する記載については、政令で定める点字は文字とみなす。

(代理投票)

第 48 条 心身の故障その他の事由により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名(略)を記載することができない選挙人は、第 46 条第 1 項から第 3 項まで、第 50 条第 4 項及び第 5 項並びに第 68 条の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

2 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者 2 人を定め、その 1 人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者(略)一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載させ、他の 1 人をこれに立ち合わせなければならない。

3 前 2 項の場合において必要な事項は、政令で定める。

(無効投票)

第 68 条 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 公職の候補者でない者又は第 86 条の 8 第 1 項、第 87 条第 1 項若しくは第 2 項、第 87 条の 2、第 88 条、第 251 条の 2 若しくは第 251 条の 3 の規定により公職の候補者となることのできな

- い者の氏名を記載したもの
- 三 第 86 条第 1 項若しくは第 8 項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同条第 1 項各号のいずれにも該当していなかったものの当該届出に係る候補者、同条第 9 項後段の規定による届出に係る候補者又は第 87 条第 3 項の規定に違反してされた届出に係る候補者の氏名を記載したもの
- 四 一投票中に 2 人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの
- 五 被選挙権のない公職の候補者の氏名を記載したもの
- 六 公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
- 七 公職の候補者の氏名を自書しないもの
- 八 公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- 2～3 [略]

(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人)

第 95 条 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、次の各号の区分による得票がなければならない。

- 一～二 [略]
- 三 地方公共団体の議会の議員の選挙 当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)をもって有効投票の総数除して得た数の四分の一以上の得票四 [略]
- 2 当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

《行政実例》

- 1 一般選挙後初めての議会において、議長、副議長の選挙は、議会運営に必要不可欠のものであるから、他のすべての案件に先行して行わなければならない。(昭 26.6.1)
- 2 法第 118 条第 2 項の規定による指名推選は、指名推選の方法によること、指名の方法、被指名者何某を当選人とすることの 3 点について異議の有無を問うことを要し、このいずれについても異議がなかった場合にのみ当選人が決定する。(昭 28.6.24)
- 3 法第 118 条の選挙について、連記投票による選挙は無効である。(昭 28.6.3)

(不在議員)

第 26 条 選挙を行う際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第 27 条 投票による選挙を行うときは、議長は、第 25 条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第 28 条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第 29 条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

【参照条文(公職選挙法)】

(投票の記載事項及び投函)

第 46 条 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候補者 1 人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

2～3 [略]

4 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

《行政実例》

1 法第 118 条の選挙については、議長は議員としての投票権を有する。(昭 24.7.22)

2 投票時間に制限を付する議長の措置が、議事進行の必要上なされたもので、出席議員のすべてが投票を終了しうるに充分であると一般に認められる時間的余裕をおいてなされるときは、違法な措置とは解されず、投票の効力に影響を及ぼすものではない。(昭 28.9.30)

(投票の終了)

第 30 条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

《行政実例》

1 選挙を投票によって行う場合未だ投票を継続中に閉議時刻になったが、そのまま継続し完了した場合の選挙は無効である。(昭 27.12.26)

(開票及び投票の効力)

第 31 条 議長は、開票を宣告した後、2 人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による交付に関し必要な事項は、議長が定める。

【参照条文】

[投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議]

法第 118 条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第 46 条第 1 項及び第 4 項、第 47 条、第 48 条、第 68 条第 1 項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第 95 条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

②～④ [略]

⑤ 第 1 項の規定による決定に不服がある者は、決定があつた日から 21 日以内に、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に審査を申し立て、その裁決に不服がある者は、裁決のあつた日から 21 日以内に裁判所に出訴することができる。

⑥ [略]

【参照条文(公職選挙法)】

(代理投票)

第 48 条 心身の故障その他の事由により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名(略)を記載することができない選挙人は、第 46 条第 1 項から第 3 項まで、第 50 条第 4 項及び第 5 項並びに第 68 条の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

2 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者 2 人を定め、その 1 人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者(略)1 人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載させ、他の 1 人をこれに立ち合わせなければならない。

3 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

(開票立会人)

第 62 条 [略]

2～9 [略]

10 当該選挙の公職の候補者は、開票立会人となることができない。

11 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(無効投票)

第 68 条 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 公職の候補者でない者又は第 86 条の 8 第 1 項、第 87 条第 1 項若しくは第 2 項、第 87 条の 2、第 88 条、第 251 条の 2 若しくは第 251 条の 3 の規定により公職の候補者となることができない者の氏名を記載したもの

三 第 86 条第 1 項若しくは第 8 項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同条第 1 項各号のいずれにも該当していなかつたものの当該届出に係る候補者、同条第 9 項後段の規定による届出に係る候補者又は第 87 条第 3 項の規定に違反してされた届出に係る候補者の氏名を記載したもの

四 一投票中に 2 人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの

五 被選挙権のない公職の候補者の氏名を記載したもの

六 公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

七 公職の候補者の氏名を自書しないもの

八 公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

2～3 [略]

(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人)

第 95 条 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、有効投票の最多数を得た者をも

つて当選人とする。ただし、次の各号の区分による得票がなければならない。

一～二　〔略〕

三　地方公共団体の議会の議員の選挙　当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは、議員の定数）をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票

四　〔略〕

2　当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

《行政実例》

1　投票の効力に関する異議の申し立ては、投票直後から次の議題に入るまでに行わなければ効力はない。（昭 25.11.7）

（選挙結果の報告）

第 32 条　議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2　議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

《行政実例》

1　当選者が当選を承諾しないときは再選挙することとなる。（昭 21.12.27）

2　法第 118 条の選挙において得票数が同じときの処置は、公職選挙法第 95 条第 2 項の規定による。（昭 24.7.22）

3　議長選挙の結果当選したものが、議長の職に就くことを承認しない以上議長ではない。（昭 25.9.28）

4　仮議長に当選してもこれを受諾しない場合、年長議員が臨時議長として議長の職務を行うことはできない。（昭 25.9.28）

（選挙関係書類の保存）

第 33 条　議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

【参照条文（憲法）】

第 15 条　〔略〕

②～③　〔略〕

④　すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。
選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

《行政実例》

1　議員の半数より選挙終了後投票済用紙の閲覧の要求があっても、投票用紙の閲覧をさせることができない。（昭 32.12.18）

第 5 節　議事

（議題の宣告）

第 34 条　会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

（一括議題）

第 35 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

《行政実例》

- 1 議員から同一事件につき 2 件以上議案が提出された場合、両議案を一括上程し両件につき審議するか議長の権限により 1 件ずつ順次上程するかいずれの方法でもよい。なお、一括上程した場合においては、1 案が可決されれば他の案の議決は必要ない。(昭 26.10.8)

(議案等の朗読)

第 36 条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第 37 条 会議に付する事件は、第 141 条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

3 第 1 項における提出者の説明及び委員会への付託は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

《行政実例》

- 1 法第 109 条第 6 項(現行法では第 8 項)により常任委員会が事件を審査中、議員の任期が満了した。この場合、事件は審議未了となり再び提出されなければならない。(昭 26.3.15)
- 2 数個の条例を改正する一つの条例が提出され、しかも所管委員会ごとに分割審査できるものと認められる場合、これを各委員会に分割付託することはできない。(昭 28.4.6)
- 3 予算は不可分であって、委員会としての最終的審査は一つの委員会において行うべく、2 以上の委員会で分割審査すべきものではない。(昭 29.9.3)

(付託事件を議題とする時期)

第 38 条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第 39 条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が 2 個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第 1 項の報告は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第 40 条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

【参照条文】

〔選挙及び予算の増額修正〕

法第 97 条 [略]

② 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

〔修正の動議〕

法第 115 条の 3 普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の発議によらなければならない。

《行政実例》

1 委員会が修正案を提出する場合は、法第 115 条の 2(現行法では第 115 条の 3)の規定の適用はない。(昭 31.9.28)

〈通知〉

1 地方公共団体の議会の予算審議において、議会が予算修正を行おうとするときは、長と議会との間で調整を行い、妥当な結論を見出すことが望ましい。(昭 52.10.3)

(委員長報告等に対する質疑)

第 41 条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

【参照条文】

〔長及び委員長等の出席義務〕

法第 121 条 普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

② 第 102 条の 2 第 1 項の議会の議長は、前項本文の規定により議場への出席を求めるに当たっては、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

(討論及び表決)

第 42 条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

【参照条文】

〔品位の保持〕

法第 132 条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

《行政実例》

- 1 副知事、助役等の選任の討論は人格に対する批判でなく、地方自治法第 132 条に違反しない限り討論は差し支えない。(昭 26. 12. 25)
- 2 原案を可とする旨の委員長報告に次いで、少数意見の報告があったときの討論順序は、原案賛成、反対のいずれからでもよい。(昭 28. 4. 6)

(議決事件の字句、数字等の整理)

第 43 条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第 44 条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

- 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第 38 条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第 45 条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告を求めることができる。

- 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

《行政実例》

- 1 付託された事件以外の事件についても、その調査権を有する事件について中間報告を求めることができる。(昭 30. 4. 11)

(再付託)

第 46 条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又

は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第 47 条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第 6 節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第 48 条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

【 参 照 条 文 】

〔議事の公開の原則及び秘密会〕

法 第 115 条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。

但し、議長又は議員 3 人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

《 行 政 実 例 》

1 秘密会を開く場合には、議長又は議員 3 人以上の発議により、出席議員の 3 分の 2 以上の多数議決を要求されるが、秘密会を解く場合は別段の要件はない。(昭 25.6.8)

2 委員会の秘密会において審査された案件のうち、秘密にわたる事項を本会議で審議しようとする場合においては、本会議は秘密会とすることが適当である。(昭 33.3.18)

〈 判 例 〉

1 法 第 115 条の第 1 項が秘密会を開くのに議員 3 人以上の発議を要するものとしたのは、みだりに秘密会の発議をすることを防ぐためであって、議員 3 人以上の発議がない場合には、これについて可否を決する必要がなく、3 人以上の発議がある場合にはじめて同条 第 2 項により、これについて可否を決することを要するものとする趣旨である。(最高裁昭 24.2.22)

(秘密の保持)

第 49 条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

《 行 政 実 例 》

1 秘密会の議事は、秘密性が存続する限り公表すべきでない。(昭 28.6.23)

第 7 節 発言

(発言の許可)

第 50 条 発言は、全て議長の許可を得た後にしなければならない。

(発言の通告及び順序)

第 51 条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

- 2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。
- 3 発言の順序は、議長が決める。
- 4 発言の通告をした者が欠席したとき又は発言の順位に当たって発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第 52 条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

- 2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。
- 3 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。

(討論の方法)

第 53 条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第 54 条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

《行政実例》

- 1 表決に際していったん議員席において意見を述べた議長は議長席に復せない。(昭 24.5.4)
- 2 議長が討論に加わったときは、問題の議決が終わるまで議長席に復せない。なお、副議長も討論に加わったときは仮議長が議長席につくべきである。(昭 25.7.14)

(発言内容の制限)

第 55 条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を

超えてはならない。

- 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。
- 3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

《行政実例》

- 1 地方議会の議員が、議場で行った演説、討論又は表決について、憲法第 51 条（院外無答責）のごとき保障の規定はないが、これは保障しない法意である。（昭 23.6.16）

（質疑の回数）

- 第 56 条 質疑は、同一議員につき、同一議題について 3 回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

（発言時間の制限）

- 第 57 条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。
- 2 議長の定めた時間の制限について、出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いしないで会議に諮って決める。

（議事進行に関する発言）

- 第 58 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。
- 2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

（発言の継続）

- 第 59 条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

（質疑又は討論の終結）

- 第 60 条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。
- 2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。
 - 3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いしないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第 61 条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第 62 条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

《行政実例》

- 1 議長の一身上の問題に関する質問及び議事進行に関連しない議事運営に関する質問があった場合とり上げるには及ばない。(昭 29.11.24)

(緊急質問等)

第 63 条 質問が緊急を要するときその他真にやむ得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いなくて会議に諮らなければならない。

3 第 1 項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

《行政実例》

- 1 臨時会における緊急質問は、付議事件にかかわらず内容が災害対策等、特に緊急を要するものである限り可能である。(昭 48.9.25)

(準用規定)

第 64 条 質問については、第 56 条及び第 60 条の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第 65 条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

《行政実例》

- 1 地方議会の議員が議場で行った演説、討論又は表決について、憲法第 51 条(院外無答責)のごとき保障の規定はないが、これは保障しない法意である。(昭 23.6.16)
- 2 議員の発言(例えば不穏当な言辞)に対して、発言取消の動議が提出され、動議が成立し議決されても、議長はこれに拘束されない。(昭 27.10.8)
- 3 議会終了後不穏当な箇所がありとして、文書で発言の取消を本人の自発的意思により議長に申し出た場合、議長は次期議会にその旨報告することが適当である。(昭 30.9.6)
- 4 議長が議員の発言を不穏当と認め、後刻速記を調査のうえ措置すると宣告した場合、会議録から削除については、議長の発言が法第 129 条の規定により議員の発言を取り消させることを明らかに留保したと認められる場合には、配布用の会議録から削除することができる。(昭 38.4.11)

(答弁書の配布)

第 66 条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。

第 8 節 表決

(表決問題の宣告)

第 67 条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

【参照条文】

〔表決〕

法第 116 条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- ② 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

《行政実例》

- 1 過半数の議決の場合、議長は裁決権を有するだけで議員としての表決権を有しない。(昭 24.7.22)
- 2 法第 116 条第 1 項(過半数多数決)の場合、過半数算出の基礎たる出席議員数の計算には議長は入れない。(昭 26.5.2)
- 3 特別多数決(3 分の 2 以上多数決等)の場合は、議長は表決権を有する。従ってこの場合は、当然議長も出席議員数の計算に入れる。(昭 26.5.2)
- 4 法第 118 条第 1 項の決定には、議長は法第 116 条の適用を受け、裁決権のみを有する。(昭 26.5.2)

(不在議員)

第 68 条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることはできない。

(条件の禁止)

第 69 条 表決には、条件を付けることができない。

(起立等による表決)

第 70 条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

3 第 1 項及び第 76 条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決を採ることができる。

4 電子表決システムにより表決を採るときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和 47 年議会規則第 3 号)

(簡易表決)

第 76 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第 71 条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員 3 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

《行政実例》

1 投票による議決の場合、棄権及び白票であっても採決の際、議場に在る議員で当該事件につき、表決権を有する者は、すべて法第 116 条にいう出席議員に該当する。(昭 25.6.8)

(記名投票)

第 72 条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

《行政実例》

1 議長が投票の結果を報告するに際しては、必ずしも何人が賛成し、何人が反対したかを報告することを要しない。(昭 28.1.28)

(無記名投票)

- 第 73 条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。
- 2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

《行政実例》

- 1 議員の定数の半数(定足数 30 人)での会議において、投票による採決の結果、可 14 票、否 14 票、白票 2 票の場合は、法第 116 条第 1 項後段の規定により議長が裁決すべきである。また、可 14 票、否 13 票、白票 3 票の場合は、可否のいずれも出席議員の半数に達せず、当該議案は成立しないこととなり、否決されたと同様の結果になる。(昭 25.5.12)
- 2 採決を行うにあたり、白票は反対として取り扱う旨を宣告して投票採決した結果、出席議員 34 名(議長を除く)のところ賛成 17 票、反対 16 票、白票 1 票となったので、法第 116 条第 1 項後段にいう可否同数として議長が裁決を行ったのは、適法である。(昭 32.11.6)

(選挙規定の準用)

- 第 74 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 27 条から第 30 条まで、第 31 条第 1 項から第 3 項まで、第 32 条第 1 項及び第 33 条の規定を準用する。

(表決の訂正)

- 第 75 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

- 第 76 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

- 第 77 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。
- 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。
- 3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

《行政実例》

- 1 議員から同一事件につき 2 件以上の議案が提出された場合(例、議員定数を 60 人とする A 案、50 人とする B 案)の上程方式は、両議案を一括上程するか、議長権限により 1 件ずつ順次上程しても差し支えない。右の場合の議決方法につき、A 案が議決されれば、B 案は一事不再議の原則により議決を要しない。(昭 26.10.8)
- 2 また、議長権限によって 1 件ずつ順次上程する場合は、B 案を先に上程し、B 案が可決されれば A 案は議決不要、B 案が否決されれば A 案を審議する。(昭 26.10.8)
- 3 議会の議員の定数が 36 人であるところを 20 人に減少していた市において、議員定数を 26 人にする減少条例の一部改正案が議員から提案されたが否決された。同一会期中に議員定数の減少条例を廃止する条例案を審議することは、先の議案を否決した趣旨が現状維持を是とする意思の表示である場合においては、法第 74 条第 3 項の規定により付議された議案であるとき又は事情の変更により新たな必要が生じたものであるときを除き、一事不再議の原則に反するものと解する。(昭 34.12.16)

第 9 節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第 78 条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 79 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 80 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 81 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 82 条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 83 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 84 条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第 81 条から第 83 条までの規定を準用する。

第 10 節 会議録

(会議録の記載事項)

第 85 条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、速記による方法その他議長が適当と認める方法によって速記する。

【 参 照 条 文 】

〔 会 議 録 〕

法第 123 条 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第 234 条第 5 項において同じ。）により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

- ② 会議録が書面をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた 2 人以上の議員がこれに署名しなければならない。
- ③ 会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた 2 人以上の議員が当該電磁的記録に総務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。
- ④ 議長は、会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

〔 議 場 の 秩 序 維 持 〕 ～ 規 則 違 反 等 の ある 議 員 に 対 す る 措 置 ～

法第 129 条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

- ② 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

《 行 政 実 例 》

- 1 記名投票により採決を行った場合は、会議録には、その氏名を記載すべきである。（昭 28.1.28）
- 2 議長が法第 129 条により発言を禁止した後なお発言を続けた場合、その部分についても事実行為として、法第 123 条第 1 項の会議録には記載しなければならない。また議決によってこれを記載しないことはできない。（昭 30.7.6）
- 3 秘密会の議事及び議長が法第 129 条の規定により取消しを命じた発言を掲載しない旨を会議規則に制定することについては、会議録の性質上、原本には記載しておくべきである。（昭 33.3.10）
- 4 法第 123 条の会議録の閲覧請求があつた場合、特段の事情のない限り、その要求に応じなければならない。（昭 50.11.6）
- 5 会議録に議員中、署名なさざるときは、適宜付箋を付し、その旨記載する。

〈 判 例 〉

- 1 会議録の作成に多少の不備があり、また記載明確を欠くものがあつても、これがため、事実上行われた会議の結果が左右されることはない。（仙台高裁、昭 23.10.25）
- 2 地方自治法は、地方議会の会議について公開の原則を採用し、議事の公開には当然に会議録の閲覧請求権の承認を含むのであるから普通地方公共団体の住民は、法令上明文の規定の有無にかかわらず会議録の閲覧請求権を有するものであり、議会は特段の事由がない限り、住民の閲覧請求を拒みえない。（最高裁、昭 50.4.15）

（ 会 議 録 の 配 布 ）

第 86 条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

《行政実例》

- 1 執行機関からの特定の付議事件に関する会議録写の発行申請がある場合、申請者若しくは議会事務局においてこれを要約、いわゆる抄本を作成して証明発行すること及び議決証明書あるいは会議録の写は議長名、事務局長又は議長・事務局長名併記など会議規則又は議長の定めるところによる。(昭 35.5.11)

(会議録に掲載しない事項)

第 87 条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 65 条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

【参照条文】

〔議場の秩序維持〕～規則違反等のある議員に対する措置～紀律～

法第 129 条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

- ② 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

那覇市議会会議規則(昭和 47 年議会規則第 3 号)

(発言の取消し又は訂正)

第 65 条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

《行政実例》

- 1 議長が議員の発言を不穏当と認め、後刻速記を調査のうえ、措置すると宣言した場合、会議録からの削除については、議長の発言が法第 129 条の規定により議員の発言を取り消させることを明らかに留保したと認められる場合には、配布用の会議録から削除することができる。(昭 38.4.11)

(会議録署名議員)

第 88 条 会議録に署名する議員は、2 人とし、議長が会議において指名する。

【参照条文】

〔会議録〕

法第 123 条 議長は、事務局長又は書記長(書記長を置かない町村においては書記)に書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第 234 条第 5 項において同じ。)により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

- ② 会議録が書面をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた 2 人以上の議員がこれに署名しなければならない。
- ③ 会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた 2 人以上の議員が当該電磁的記録に総務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。

- ④ 議長は、会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

《行政実例》

- 1 会議録への出席議員氏名並びに会議録署名議員の氏名は、当該本人の戸籍上の氏名が用いられるべきものであるが、一般選挙において通称名で立候補届出をし、当選し、将来の政治活動をする上において、選挙の際用いた通称名で終始したい旨、議会事務局に届け出たときは通称によっても違法ではない。（昭 34.5.26）

（会議録の保存年限）

第 89 条 会議録の保存年限は、永年とする。

第 2 章 委員会

第 1 節 総則

（議長への通知）

第 90 条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

【参照条文】

那覇市議会委員会条例（昭和 47 年那覇市条例第 83 号）

（委員長の議事整理権、秩序保持権）

第 11 条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

（招集）

第 15 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

（欠席の届出）

第 91 条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。

【参照条文】

那覇市議会会議規則（昭和 47 年議会規則第 3 号）

（欠席の届出）

第 2 条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

（会議中の委員会の禁止）

第 92 条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

【参照条文】

那覇市議会会議規則（昭和 47 年議会規則第 3 号）

（会議時間）

第 9 条 会議時間は、午前 10 時から午後 4 時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

（会議の開閉）

第 93 条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

【参照条文】

那覇市議会会議規則（昭和 47 年議会規則第 3 号）

（会議の開閉）

第 11 条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

（定足数に関する措置）

第 94 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和47年議会規則第3号)

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)第15条の2第1項に規定するオンラインによる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。

第2節 審査

(議題の宣告)

第95条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和47年議会規則第3号)

(議題の宣告)

第34条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第96条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和47年議会規則第3号)

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

《行政実例》

1 提出者を異にする同一趣旨の陳情又は請願の一を採択又は不採択と議決しても、他の陳情又は請願を審議することは差し支えないが、このような場合は一括することが適当である。(昭28.4.6)

(議案等の朗読)

第 97 条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。

【参照条文】

那覇市議会会議規則（昭和 47 年議会規則第 3 号）
（議案等の朗読）

第 36 条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。

（審査順序）

第 98 条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

（先決動議の表決順序）

第 99 条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

【参照条文】

那覇市議会会議規則（昭和 47 年議会規則第 3 号）
（先決動議の表決の順序）

第 18 条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

（動議の撤回）

第 100 条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

【参照条文】

那覇市議会会議規則（昭和 47 年議会規則第 3 号）
（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第 19 条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき、前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第 1 項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

（委員の議案修正）

第 101 条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員

長に提出しなければならない。

【参照条文】

那覇市議会会議規則（昭和 47 年議会規則第 3 号）

（修正の動議）

第 17 条 修正の動議は、その案を備え、法第 115 条の 3 の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、3 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

《行政実例》

1 委員会が修正案を提出する場合は、法第 115 条の 2（修正の動議）（現行法では第 115 条の 3）の規定の適用はない。（昭 31.9.28）

（分科会又は小委員会）

第 102 条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

《行政実例》

1 委員会条例又は会議規則に別段の規定がない限り、分科会の結論を出し、又は結論を出さずに経過だけを報告することも法律上はいずれでもよく、実情に添うよう措置すべきものと解する。（昭 28.7.2）

2 証人の出頭証言及び記録の提出については、委員会が議会より事件の付託を受ける際に、その旨の議決がなされている限り、個々の関係人の出頭又は記録の提出については、更に議会の議決を要しない。（昭 29.9.15）

（連合審査会）

第 103 条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

《行政実例》

1 連合審査会は、独立の審査権限を有せず審査の案件の討論、表決は所管の委員会が行い、質疑及び意見を聞くことである。（昭 27.12.22）

2 連合審査会の会議主宰者は、当然にその事件を付託された委員会の委員長である。（昭 28.4.6）

3 連合審査会の定足数については、条例に特別の定めがある場合を除き、議案を付託された委員会に属する委員の出席数によるべきものであるが、参加委員会の委員が 1 人も参加していない場合は連合審査会の実態をそなえていない。（昭 28.8.5）

（証人出頭又は記録提出の要求）

第 104 条 委員会は、法第 100 条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

【参照条文】

〔調査権・刊行物の送付・図書室の設置等〕

法第 100 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(略)に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

- ② 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。
- ③ 第 1 項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6 箇月以下の禁錮又は 10 万円以下の罰金に処する。
- ④ 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疏明しなければならない。
- ⑤ 議会が前項の規定による疏明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。
- ⑥ 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から 20 日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。
- ⑦ 第 2 項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを 3 箇月以上 5 年以下の禁錮に処する。
- ⑧ 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。
- ⑨ 議会は、選挙人その他の関係人が、第 3 項又は第 7 項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。
- ⑩ 議会が第 1 項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
- ⑪ 議会は、第 1 項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。
- ⑫～⑳ 〔略〕

〔実費弁償〕

法第 207 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、第 74 条の 3 第 3 項及び第 100 条第 1 項後段(第 287 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。)の規定により出頭した選挙人その他の関係人、第 115 条の 2 第 2 項(第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定により出頭した参考人、第 199 条第 8 項の規定により出頭した関係人、第 251 条の 2 第 9 項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに第 115 条の 2 第 1 項(第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会に参加した者

の要した実費を弁償しなければならない。

証人等の実費弁償に関する条例(1969年那覇市条例第16号)

(実費弁償)

第2条 次に掲げる者に対しては、実費弁償として旅費を支給する。
ただし、本市職員がその職務に関係して証人等となった場合には、支給しない。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条に規定する出頭又は参加をした者

(2)～(6) [略]

(額及び支給方法)

第3条 実費弁償の額及び支給方法については、那覇市職員等の旅費支給条例(昭和47年那覇市条例第44号)の2等級職員の例による。ただし、同条例第15条第2項から第4項までの規定にかかわらず、日当の額は、日当定額とする。

2 前項に定めるもののほか、出頭又は参加のため特に要した費用は、その実費を弁償することができる。

3 前項の実費の弁償については、その費用の支出に関する証拠書類又はその写しを添えて請求書を市長に提出しなければならない。

《行政実例》

1 証人の出頭、証言又は記録の提出についての権限を委任する旨の本会議の議決を経なければ、委員会は証人の出頭、証言又は記録の提出は求められない。(昭23.10.6)

2 法第100条議決により委任を受けた委員会は、団体事務の調査の限度において、現地に出張し戸別訪問により質問し、事件を聴取することができる。(昭29.8.18)

3 任意出頭の形で正式に呼出状を発せず口頭で出頭を求められた場合は、制裁の規定は適用されない。(昭29.9.15)

4 地方公共団体が出資した株式会社に対する「出資金の行政効果」を調査するために必要な限度において、すでに株主総会において承認済みの貸借対照表等の項目別内容明細等について、記録の提出を当該会社に対し直接請求することができる。(昭36.11.27)

5 地方公共団体が構成員となっている県町村会、県町村議長会等で当該団体が負担金等を負担している団体の代表者に対し、議会が百条調査権に基づき当該団体の決算書等の記録の提出を請求することは、負担金等に関する事件の調査のために必要な限度においてできる。(昭41.6.15)

6 委員会において、関係人に対し証言を求める場合は、委員会の申し出に基づき、出頭の日時、場所、証明を求める事項(証人により証すべき事項の要領)並びに出頭しない場合の法律上の制裁を議長名をもって通知すれば足りる。(昭44.5.26)

〈判例〉

1 出頭を受けた関係人は、不出頭について起訴された場合の刑事裁判手続きにおいてのみ証人出頭請求の適否、不出頭についての正当理由の有無を争い得るものと解するのが相当である。(広島地裁昭53.12.19)

2 地方議会がなした地方自治法第100条の証人の出頭請求は、出頭請求を受けた証人に対し指定した日時、場所に証人として出頭すべき義務を課するものであるから出頭請求をもって、地方議会の内部的自律権の行使ないし調査権発動の過程における内部的意思決定にすぎないものとして、これを理由に抗告訴訟の対象となり得ないとする被控訴人の主張は採用し得ない。(広島地裁昭54.6.20)

- 3 普通地方公共団体の議会が地方自治法第 100 条第 1 項により、関係人の出頭及び証言を請求する書面の送達については、民事訴訟法の送達に関する規定の準用はなく、相当な方法によりこれを行えば足りる。(最高裁昭 57.7.23)

(所管事務等の調査)

第 105 条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法、期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第 109 条第 3 項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

【参照条文】

〔常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会〕

法第 109 条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

一 議会の運営に関する事項

二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三 議長の諮問に関する事項

④～⑧ 〔略〕

⑨ 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

〔公聴会及び参考人〕

法第 115 条の 2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

那覇市議会委員会条例(昭和 47 年那覇市条例第 83 号)

(常任委員会の名称、委員定数、その所管事項及び所属)

第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管事項は、次の表のとおりとする。

〔表 略〕

2～3 〔略〕

《行政実例》

1 委員会の所管事務の調査というのは、議案等を審査するための調査及び条例その他の議案の立案のための調査をいう。(昭 22.8.18)

2 所管事務の調査は、会議体としての常任委員会の権能として、自らの意思によって行う調査であり、議員個人の調査を意味しない。(昭 24.2.21)

3 事務調査の範囲は、当該地方公共団体の固有事務、行政事務、委任事務全般を包括する。(昭 25.5.12)

- 4 議会の閉会中は、継続審査に付された事件のない限り、いかなる場合においても常任委員会の調査活動はできない。(昭 27.10.7)

〈判例〉

- 1 法第 109 条第 6 項(現行法では第 8 項)にいう「付議された特定の事件」とは、特定かつ具体的な案件に限定されると解するのが相当であって、当該常任委員会が担当すべきものとされている一般の抽象的な案件は、これには当たらないというべきである。(奈良地裁平 5.2.23)

(委員の派遣)

第 106 条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的、経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(議事の継続)

第 107 条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和 47 年議会規則第 3 号)

(議事の継続)

第 47 条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(少数意見の留保)

第 108 条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員 1 人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

- 2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和 47 年議会規則第 3 号)

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第 39 条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が 2 個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第 1 項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和47年議会規則第3号)

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第1項の報告は、討論を用いなくて会議に諮つて省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

《行政実例》

1 委員会において留保されなかった少数意見者であっても本会議における反対討論は許すことが適当である。(昭26.5.2)

(議決事件の字句、数字等の整理)

第109条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和47年議会規則第3号)

(議決事件の字句、数字等の整理)

第43条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(委員会報告書)

第110条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

《行政実例》

1 附帯決議、希望条件は単なる議会の希望であり、法律上の効果を伴わない。(昭24.12.15)

2 付託事件以外について、委員長報告をすることができる旨の規定がないときでも、地方自治法及び会議規則において特に禁止している規定はないので、必要があればその手続については、当該議会において、適宜定めればよい。(昭44.10.25)

(閉会中の継続審査)

第111条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

【参照条文】

[常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会]

法第109条 [略]

②～⑦ [略]

⑧ 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

⑨ [略]

《行政実例》

- 1 常任委員会が、閉会中の継続審査中議員の任期が満了したとき、事件は審査未了となり、再び提出されなければならない。(昭 26.3.15)
- 2 継続審査に付する場合に、特に審査期限を付けなかったときは、次の議会まで継続するが、この場合の次の議会とは、次の定例会を意味する。(昭 28.1.21)
- 3 次の定例会の会期中に審査又は調査を終わらないときは、さらに継続審査の議決をすることができる。(昭 28.4.6)
- 4 継続審査事件について、審査を終え、早期議決を要する場合は、この事件を付議すべき事件として、臨時会招集の請求をなし得る。(昭 32.8.20)
- 5 継続審査事件が臨時会に付議事件として告示されたが、当該臨時会が流会となったときは、事件は後会に継続すると解される。また、有効に開会された会議において、付議するに至らなかった事件の効力は後会に継続する。(昭 41.12.16)

第 3 節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第 112 条 秘密会を開く議決があつたときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

【参照条文】

那覇市議会委員会条例(昭和 47 年那覇市条例第 83 号)
(秘密会)

第 20 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

- 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決める。

那覇市議会会議規則(昭和 47 年議会規則第 3 号)

(指定者以外の者の退場)

第 48 条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第 113 条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

- 2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和 47 年議会規則第 3 号)
(秘密の保持)

第 49 条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

- 2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

《行政実例》

- 1 会議規則に「委員会の秘密会の議事は、何人も秘密性の存続する限り、他に漏らしてはならない。」と規定されている場合、当該議事については、当該委員会の委員でない議員には漏らしても差し支えないが、当該議員が知り得た秘密会の議事を他に漏らした場合は、秘密の漏えいとなる。(昭 47.6.26)

第 4 節 発言

(発言の許可)

第 114 条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和 47 年議会規則第 3 号)

(発言の許可)

第 50 条 発言は、すべて議長の許可を得た後にしなければならない。

(委員の発言)

第 115 条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第 116 条 発言は全て、簡明かつ那覇市議会基本条例(平成 24 年那覇市条例第 78 号。以下「条例」という。)及び那覇市議会議員政治倫理条例(令和 5 年那覇市条例第 26 号)の規定の趣旨にのっとりしたものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和 47 年議会規則第 3 号)

(発言内容の制限)

第 55 条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(委員外議員の発言)

第 117 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員という。))に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 前 2 項の場合において、那覇市議会委員会条例第 15 条の 2 第 1 項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、

オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

- 4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

【参照条文】

〔議長の委員会への出席〕

法第105条 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。

《行政実例》

- 1 副議長が委員会に出席して発言し得る旨を条例に規定することは許されない。(昭 27.2.20)
- 2 委員会における議長の発言は、議事の内容に立ち入って質疑し、意見を陳述することも差し支えないが、議決に加わることはできない。(昭 27.6.21)

(委員長の発言)

- 第118条 委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。
- 2 那覇市議会委員会条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和47年議会規則第3号)

(議長の発言討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言時間の制限)

- 第119条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。
- 2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和47年議会規則第3号)

(発言時間の制限)

第57条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第120条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和47年議会規則第3号)

(議事進行に関する発言)

第58条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第121条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和47年議会規則第3号)

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第122条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

【参照条文】

那覇市議会会議規則（昭和 47 年議会規則第 3 号）

（質疑又は討論の終結）

第 60 条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

（選挙及び表決時の発言制限）

第 123 条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

【参照条文】

那覇市議会会議規則（昭和 47 年議会規則第 3 号）

（選挙及び表決時の発言制限）

第 61 条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

（発言の取消し又は訂正）

第 124 条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

【参照条文】

那覇市議会会議規則（昭和 47 年議会規則第 3 号）

（発言の取消し又は訂正）

第 65 条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

（答弁書の配布）

第 125 条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

【参照条文】

那覇市議会会議規則（昭和 47 年議会規則第 3 号）

（答弁書の配布）

第 66 条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第 5 節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第 126 条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の 4 分の 1 以上の得票がなければならない。

4 第 1 項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第 1 項の互選につき、指名推薦の方法を用いることができる。

6 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

《行政実例》

1 常任委員長及び副委員長の選任方法については、法第 118 条の規定の適用はない。(昭 25.3.25)

【参照条文】

[投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議]

法第 118 条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第 46 条第 1 項及び第 4 項、第 47 条、第 48 条、第 68 条第 1 項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第 95 条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

②～⑥ [略]

(選挙規定の準用)

第 127 条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第 1 章第 4 節の規定を準用する。

第 6 節 表決

(表決問題の宣告)

第 128 条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和 47 年議会規則第 3 号)
(表決問題の宣告)

第 67 条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第 129 条 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。
ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和 47 年議会規則第 3 号)

(不在議員)

第 68 条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第 130 条 表決には、条件を付けることができない。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和 47 年議会規則第 3 号)

(条件の禁止)

第 69 条 表決には、条件を付けることができない。

(起立等による表決)

第 131 条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

3 第 1 項及び第 137 条ただし書の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決を採ることができる。

4 電子表決システムにより表決をとるときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和 47 年議会規則第 3 号)

(起立等による表決)

第 70 条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

3 第 1 項及び第 76 条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決をとることができる。

4 電子表決システムにより表決をとるときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

(簡易表決)

第 137 条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第 132 条 委員長が必要があると認めるとき又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和 47 年議会規則第 3 号)

(投票による表決)

第 71 条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員 3 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第 133 条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和 47 年議会規則第 3 号)

(記名投票)

第 72 条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第 134 条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかなでない投票は否とみなす。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和 47 年議会規則第 3 号)

(無記名投票)

第 73 条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかなでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第 135 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 28 条から第 30 条まで、第 31 条第 1 項から第 3 項まで及び第 32 条第 1 項の規定を準用する。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和 47 年議会規則第 3 号)
(選挙規定の準用)

第 74 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 27 条(議場の出入口閉鎖)、第 28 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 29 条(投票)、第 30 条(投票の終了)、第 31 条(開票及び投票の効力)、第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項及び第 33 条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第 136 条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和 47 年議会規則第 3 号)
(表決の訂正)

第 75 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第 137 条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決を採らなければならない。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和 47 年議会規則第 3 号)
(簡易表決)

第 76 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第 138 条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いしないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

【参照条文】

那覇市議会会議規則（昭和 47 年議会規則第 3 号）

（表決の順序）

第 77 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第 3 章 請願

（請願書の記載事項等）

第 139 条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前 2 項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

【参照条文（憲法）】

〔請願権〕

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

【参照条文】

〔請願の提出〕

法第 124 条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

《行政実例》

1 外国人も市議会に対して請願権を有する。（昭 23.6.16）

2 「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者」とは、当該住民のみならず、他のすべての住民（自然人たると法人たるとを問わない）をさす。（昭 25.3.16）

- 3 明らかに当該地方公共団体の事務に関する事項でないと認められる請願も、受理を拒むことはできないが、当該地方公共団体の権限外の事項については、不採択のほかはない。(昭 25.12.27)
- 4 臨時会においては、法第 102 条第 5 項(現行法では第 102 条第 6 項)の場合を除き、請願・陳情についてもあらかじめ告示しなければ付議できない。(昭 27.9.2)
- 5 憲法第 16 条の「平穏」とは、「示威運動や面会の強要等威迫的手段によることなく」という意であり、請願文中の文言のいかんは問わない。(昭 28.9.30)
- 6 市町村立学校長は、学校の施設、予算等につき、地方公共団体の一機関たる学校長としては請願できないが、個人としては請願できる。(昭 33.5.7)
なお、会則により組織されている市立小学校長会の代表者である会長名をもって請願できる。(昭 39.2.26)
- 7 2 人以上の紹介議員による請願書が議会で受理されてのち、その中の一部議員が紹介を取り消す場合は議会の同意を要する。(昭 42.7.26)
- 8 請願が会期最終日に提出されたため、所定の手続きにより審議する時間がない場合でも、提出された請願は受理すべきである。(昭 48.3.26)
- 9 議会開会中であると閉会中であるとを問わず、所定の様式が整っている請願が議長に提出された場合、議長は受理して差し支えないものと解する。(昭 48.9.25)
- 10 閉会中議長が受理した請願を審査するため、法第 101 条による臨時会招集の請求ができる。(昭 49.2.5)
- 11 議長が、閉会中に受理した請願を継続審査事件を付託されている委員会に付託することはできない。(昭 49.2.5)
- 12 閉会中議長が受理した請願でまだ付議されていないものについて、これを紹介した議員は議長の同意を得ればその紹介の取消しをすることができる。この場合には、取消しの手続きを会議規則に規定すべきである。(昭 49.2.5)
- 13 議会閉会中に所定の要件をそなえた請願が提出され、議長がこれを受理したが、議会へ付議する前に紹介議員が紹介を取り消し、死亡し又は辞職する等によって当該請願に係る紹介議員がすべてなくなった場合においては、新たに紹介議員を付することが適当である。(昭 49.4.2)

〈判例〉

- 1 請願は、これを受理又は採用した官公署に対し、特別の法律上の拘束を課するものではなく、請願者の権利義務その他の法律関係になんらの影響を及ぼすものでもないから、その採否の決定を行政処分と解することはできない。(東京地裁昭 32.1.31)
- 2 地方議会を被告として請願採否の決議を命ずる判決を求める訴は不適法である。(東京地裁昭 32.1.31)

(請願文書表の作成及び配布)

第 140 条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。
- 3 請願者数人連署のものは、請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記

載する。

(請願の委員会付託)

第 141 条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

【参照条文】

〔常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会〕

法第 109 条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

一 議会の運営に関する事項

二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三 議長の諮問に関する事項

④～⑨ [略]

(紹介議員の委員会出席)

第 142 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

3 前項の場合において、那覇市議会委員会条例第 15 条の 2 第 1 項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願の審査報告)

第 143 条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

- 3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付すること
を適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを
適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

【参照条文】

〔採択請願の処理〕

法第125条 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

- 第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

【参照条文】

〔採択請願の処理〕

法第125条 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

(陳情書の処理)

- 第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

【参照条文】

〔常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会〕

法第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

一 議会の運営に関する事項

二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三 議長の諮問に関する事項

④～⑨ 〔略〕

第4章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

- 第146条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとする

るときは議長に、辞表を提出しなければならない。

- 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。
- 3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

【 参 照 条 文 】

〔議長及び副議長の辞職〕

法第 108 条 普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

《 行 政 実 例 》

- 1 地方自治法中には、議長又は副議長に対する不信任議決に対して法律上効果を付与した規定はない。したがって、不信任議決を受けた議長又は副議長が自己の意思によって辞職する場合は格別、しからざる限り、不信任議決によってその職を失うものではない。また、不信任議決に対する訴訟はできない。(昭 23.8.7)
- 2 開会中副議長から辞職願が提出された場合で、会期がないため、又は諸種の事情により、会議にはからないで閉会し、議長は閉会中にこれを許可し、又は次期議会にはかつて許可した場合も、違法ではない。(昭 25.12.27)
- 3 議長から辞職の時期を示して辞職したい旨の辞表が提出され、その期日前に議会は示された期日をもって辞職の許可をすることができるが辞職の発効は本人の指定した期日である。(昭 26.5.2)
- 4 副議長が議長に就任することを受諾したときは、法律上何らの手続を要せず自動的に副議長の職を失うものと解する。(昭 28.7.1)
- 5 副議長が欠員中に、議長がその職を辞そうとするときは、臨時議長、仮議長若しくは現議長(同人)のいずれにも辞表を出すことなく、議会の許可を受ければよい。(昭 29.3.6)
- 6 議長たる議員が議会閉会中、辞職しようとするときは、法第 126 条の規定により副議長の許可を得て辞職することができる。(昭 30.3.25)
- 7 議会閉会中に議長たる職のみを辞することはできない。(昭 30.3.25)
- 8 会期の最終日に、副議長から辞職の期日を閉会中の指定日に指定した辞職願が提出された場合、議長は、これを議会にはからないまま閉会し、閉会中にこれを許可しても差し支えない。(昭 33.1.23)
- 9 欠員が生じない以前に行われた議長選挙は、選挙事由が発生していないから違法である。(昭 33.8.23)

〈 判 例 〉

- 1 議長の辞職は要式行為ではないから、議長本人が辞職の意思を決定し、かつ、その意思に基づき議会に辞意が表示されれば足り、その表示が文書によると口頭によると、直接なると間接になるとを問うものではない。(名古屋高裁昭 26.2.15)

(議員の辞職)

- 第 147 条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

【参照条文】

〔辞職〕

法第126条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

《行政実例》

- 1 議会の議員は、法第126条の規定により許可を得ない限り、絶対に辞職し得ない。(昭22.10.6)
- 2 議長が閉会中議員の職を辞職するには、副議長の許可を受けるべきであり、副議長が欠員のときは議員として議長に対し辞表を提出し得る。また議員の辞職について、議長、副議長がともに欠員のときは、年長の議員の許可を得て辞職できる。(昭23.6.21)
- 3 議長は、休会中に法第126条ただし書の規定により辞職願の許可はできない。(昭25.5.31)
- 4 閉会中に提出された議員の辞職願に対し、議長が許可したが通知が当該議員に到達する前に、先の辞職願を撤回する旨の届が議長に到達している場合は、地方自治法第126条ただし書きにより、辞職の効果は発生しない。(昭34.11.17)

〈判例〉

- 1 地方議会の議員の辞職は、議会又は議長の許可があるまで有効に撤回することができる。(岡山地裁、昭24.6.20)
- 2 市議会は、正当の理由なくして市議員の辞職許可願を拒否することはできない。(最高裁昭24.8.9)
- 3 村長選挙に立候補するため、村議会議員を辞職する旨村役場において村議会書記に口頭をもって申し出た場合、その申し出は辞職申し出としての効力を有する。(最高裁昭28.5.15)

(資格決定の要求)

第148条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

【参照条文】

〔失職及び資格決定〕

法第127条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき、又は第92条の2(第287条の2第7項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第92条の2の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第11条、第11条の2若しくは第252条又は政治資金規正法第28条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

- ② 前項の場合においては、議員は、第117条の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格に関し弁明することはできるが決定に加わることができない。
- ③ 第118条第5項及び第6項の規定は、第1項の場合について準用する。

〔議員の兼業禁止〕

法第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

《行政実例》

- 1 被選挙権を有することは、議員になるための必要要件(身分取得要件)であるとともに、議員たる資格を維持するための要件(身分継続要件)でもある。したがって、議会の議員が被選挙権を有しないものであることは、法律上当然その職を失うものである。(昭23.3.6)
- 2 議員の資格喪失の時期は、議会において、被選挙権なしとの決定があったときである。なお、決定に不服の出訴をした場合もその職を失い、裁判所において議会の決定の取消し又は無効の判決があったときは、当初から被選挙権なしとの決定がなかったと同様の状態に復する。(昭25.12.20)
- 3 選挙権の要件たる住所は、居住の客観的事実及び生活の本拠とする旨の本人の主観的意思により決定すべきものであり、病氣療養のため他市町村に滞在する事実のみでは直ちに住所を移転したことにならないから、滞在期間のいかんにより選挙権を失うものではない。(昭27.2.11)
- 4 法第127条第1項の決定についての発案権は、議員に専属する。(昭37.5.1)

(資格決定の審査)

第149条 前条の要求については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和47年議会規則第3号)
(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 [略]

2 [略]

3 第1項における提出者の説明及び委員会への付託は、討論を用い
ないで会議に諮って省略することができる。

〔失職及び資格決定〕

法第127条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき、又は第92条の2(第287条の2第7項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第92条の2の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第11条、第11条の2若しくは第252条又は政治資金規正法第28条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

② 前項の場合においては、議員は、第117条の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格に関し弁明することはできるが決定に加わることができない。

③ 第118条第5項及び第6項の規定は、第1項の場合について準用する。

(決定の通知)

第 150 条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

【参照条文】

〔投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議〕

法律第 118 条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第 46 条第 1 項及び第 4 項、第 47 条、第 48 条、第 68 条第 1 項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第 95 条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

②～⑤ 〔略〕

⑥ 第 1 項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

〔違法な権利侵害の是正手続〕

第 255 条の 4 法律の定めるところにより異議の申出、審査請求、再審査請求又は審査の申立てをすることができる場合を除くほか、普通地方公共団体の事務についてこの法律の規定により普通地方公共団体の機関がした処分により違法に権利を侵害されたとする者は、その処分があつた日から 21 日以内に、都道府県の機関がした処分については総務大臣、市町村の機関がした処分については都道府県知事に審査の申請をすることができる。

〔議員の兼業禁止〕

法律第 92 条の 2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

〔失職及び資格決定〕

法律第 127 条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき、又は第 92 条の 2(略)の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第 92 条の 2 の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第 11 条、第 11 条の 2 若しくは第 252 条又は政治資金規正法第 28 条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

②～③ 〔略〕

《行政実例》

1 A 議員が法律第 92 条の 2(議員の兼業禁止)の規定に該当し、議員の資格を有しない旨の決定を B 議員が要求したが否決された場合、B 議員がこれを不服として、法律第 127 条第 4 項で準用する同法律第 118 条第 5 項の規定に基づいて、知事に審査の申し立てをすることができない。(昭 51.7.2)

〈判例〉

1 法律第 127 条第 1 項の決定に基づく議員の被選挙権の有無についての決定に対しては、同条第 4 項、同法律第 118 条第 5 項の規定により、議会を被告として、裁判所に出訴することができることとされ、出訴の事由については、なんらの制限が設けられていないから、実質上の違法を理由として右の決定の取消しを求めることも妨げないというべきである。(東京地裁昭 30.4.15)

- 2 地方公共団体の議会がする議員の資格に関する決定に対する不服申立権者の範囲は、その適否を争う個人的な法律上の利益を有する者に限定される。(最高裁昭 56.5.14)

第 5 章 規律

(品位の尊重)

第 151 条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

【参照条文】

〔議場の秩序維持〕

法第 129 条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

- ② 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

〔品位の保持〕

法第 132 条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

〈判例〉

- 1 議案の審議にあたり、独り反対意見を主張して聴き入れられなかった者が、退場するに際し、「かかる議場では審議の必要を認めぬ」と放言したことは、法第 132 条にいわゆる「議会において無礼な言葉を使用した」ことに該当しない。(岡山地裁昭 24.11.7)
- 2 法第 132 条にいわゆる「無礼の言葉」とは、議員が会議に付議された事項について自己の意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉をいい、このような意見や批判の発言である限り、たとえ、その措辞が痛烈であったがために他の議員等の正常な感情を反発しても「無礼の言葉」を用いたものと解することはできない。(札幌高裁昭 25.12.15)
- 3 県議会の本会議において「私は諸君のように利権がほしくて県会議員になってきておるのではない。土建業者でもなければ馬喰でもない。」との一議員の演説中の発言は、たとえ、他の議員等のヤジに誘発されたものとしても、法第 132 条にいう「無礼の言葉」として懲罰事由に該当すると認むべきである。(青森地裁昭 28.1.7)

(携帯品)

第 152 条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー又は傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第 153 条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害とな

る言動をしてはならない。

【参照条文】

〔議長 の 注意喚起〕

法第 131 条 議場の秩序を乱し又は会議を妨害するものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。

《行政実例》

1 法第 131 条の「議場の秩序を乱し又は会議を妨害するもの」の中には傍聴人も含む。(昭 22.8.8)

(離席)

第 154 条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(禁煙)

第 155 条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第 156 条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(資料等印刷物の配布許可又は提示許可)

第 157 条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布又は掲示するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(電子画像等の投影許可)

第 157 条の 2 議場又は委員会の会議室において、電子化された画像等をモニター等に投影するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(許可のない登壇の禁止)

第 158 条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第 159 条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って定める。

【参照条文】

〔議長の議事整理権・議会代表権〕

法第 104 条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

〔議場の秩序維持〕

法第 129 条 〔略〕

② 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

《行政実例》

1 法第 129 条第 2 項の「議場が騒然として」との認定は、社会通念により判定するの外はない。（昭 28.8.14）

第 6 章 懲罰

（懲罰動議の提出）

第 160 条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。ただし、第 49 条第 2 項又は第 113 条第 2 項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

【参照条文】

〔侮辱に対する処置〕

法第 133 条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。

〔懲罰理由〕

法第 134 条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

② 懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。

〔懲罰の種類及び除名の手続〕

法第 135 条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

② 懲罰の動議を議題とするに当つては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。

③ 第一項第四号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない。

那覇市議会会議規則（昭和 47 年議会規則第 3 号）

（秘密の保持）

第 49 条　〔略〕

- 2　秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

（秘密の保持）

第 113 条　〔略〕

- 2　秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

《行政実例》

- 1　懲罰は、議会自らの議決により科するものであるから法律又は会議規則の定めに従うものである限り、適法である。（昭 24.12.1）
- 2　一般に議会の懲罰権は、議場内の行為であっても、議長の開議宣告前及び閉議宣告後における行為は議場内の行為と解し得ない。（昭 28.10.2）
- 3　委員会条例に懲罰特別委員会の自動設置の規定を明文化したが、同規定は当該懲罰事犯等の付託をも同委員会設置と同時に自動的に法第 110 条第 3 項（現行法では第 109 条第 4 項）にいう議会の議決を要せず付託したものとみなすことはできない。（昭 43.1.12）
- 4　法第 133 条の侮辱に対する処分要求も懲罰の短期消滅時効制（3 日以内）の規定がある場合、適用される。（昭 43.1.12）

《判例》

- 1　議会の議員に対する懲罰は、場所的には議場又は議会における議員の言動を対象とし、事項的には合議体である議会の運営にあたり、議会の品位をけがし、その権威を失墜するような言動ないし議会の円滑な運営を阻害する言動に限定される。すなわち、この両方面からの限界があり、多くの場合は議場内又は議会において生じた言動が懲罰の対象となるのであるが、議場又は議会外において生じた行為についても、場所的には議場又は議会の延長であり、事項的には議会の運営に関するものと認められるべき事項（例えば、秘密会における議場内容を外部に漏らすなど）には、懲罰を科することができる。（福岡地裁昭 24.12.28）
- 2　議員の会期外の行為でも、議会の開会を阻止し流会に至らしめるような議会運営に関する行為は、懲罰事由となる。（最高裁昭 28.10.1）
- 3　議会の運営と全く関係のない議員の議場外における個人的行為は、懲罰事由とすることができない。（最高裁昭 28.11.20）
- 4　地方議会が一議員のある事犯につき、ある懲罰を科しながら、これを取り消すことなく、同一事犯につき、かさねて他の懲罰を科すことは許されない。（宮崎地裁昭 30.3.1）

（懲罰動議の審査）

第 161 条　懲罰については、議会は、第 37 条第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

【参照条文】

那覇市議会会議規則(昭和47年議会規則第3号)
(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 [略]

2 [略]

3 第1項における提出者の説明及び委員会への付託は、討論を用い
ないで会議に諮って省略することができる。

《行政実例》

1 議会開会中、会期の最終日(閉会寸前)に懲罰事犯が発生した場合、懲罰委員会が設置されている時は、これに閉会中付託継続審議とし、次会期に懲罰を科することができる。(昭26.12.5)

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員
会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、
他の議員をして代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第162条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うもの
とする。

【参照条文】

[懲罰の種類及び除名の手続]

法第135条 懲罰は、左の通りとする。

一 公開の議場における戒告

二 公開の議場における陳謝

三 一定期間の出席停止

四 除名

② 懲罰の動議を議題とするに当っては、議員の定数の八分の一以
上の者の発議によらなければならない。

③ 第一項第四号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の
議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意
がなければならない。

〈判例〉

1 議員の懲罰事項に該当しない事由をとらえて、公開議場において、
議員に陳謝すべきことを要求する決議をなし、右議会に従わ
なかったことを理由として、議員除名の決議することは違法であ
る。(岡山地裁昭24.11.7)

2 市議会議員に対する公開の議場における陳謝の決議は、当該会期
中に限り効力を有するものと解すべきであるから、右議決の取消
しを求める訴は、当該会期の終了により訴の利益を欠くに至るも
のと解すべきである。(旭川地裁昭29.12.2)

(出席停止の期間)

第163条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事
犯が併発した場合又は既に出席を停止された者について、その停止期間内に

更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

【参照条文】

〔懲罰の種類及び除名の手続〕

法第135条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
 - 二 公開の議場における陳謝
 - 三 一定期間の出席停止
 - 四 除名
- ②～③ 〔略〕

《行政実例》

- 1 出席停止の効力は、次の会期に及ばない。(昭23.10.30)

〈判例〉

- 1 市議員に対し、当該会期を超えて出席を停止する議会の懲罰は違法である。(旭川地裁昭29.12.2)
- 2 普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる。(最高裁令和2.11.25)

(出席停止期間中出席したときの措置)

第164条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第165条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

【参照条文】

〔議事の公開の原則及び秘密会〕

法第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

- ② 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

《行政実例》

- 1 懲罰の事犯は、原則として法又は会議規則、委員会条例に違反する議会内における議員の行為に限られるものであり、これに該当するかどうかは具体的事情によって判断すべきである。(昭27.9.30)
- 2 議員が正当な理由がなくて会議にながく欠席したため、議長が特に招状を発してもなおゆえなく出席しないので、会議規則に関係なく、直接、法第137条の規定により議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することは有効である。(昭29.5.12)
- 3 除名又は出席停止は、議長の宣告を行ったときから効力を生じ通知のなされたときではない。(昭32.11.7)

第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第 166 条 法第 100 条第 12 項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表第 1 及び別表第 2 のとおり設ける。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 議員(常任委員会の委員長及び那覇市議会各派代表者会議の構成員を除く。)は、別表第 2 に掲げる協議等の場のいずれかの構成員になるものとする。
- 5 議会及び議員は、その活動において、協議等の場における決定を尊重するものとする。
- 6 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

【 参 照 条 文 】

〔調査権・刊行物の送付・図書室の設置等〕

法第 100 条 [略]

②～⑪ [略]

⑫ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

⑬～⑳ [略]

(協議等の場の開催方法の特例)

第 167 条 前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で開くことができる。

- 2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第 8 章 議員の派遣

(議員の派遣)

第 168 条 法第 100 条第 13 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

【 参 照 条 文 】

〔 調 査 権 ・ 刊 行 物 の 送 付 ・ 図 書 室 の 設 置 等 〕

法 第 100 条 〔 略 〕

② ～ ⑫ 〔 略 〕

⑬ 議 会 は、議 案 の 審 査 又 は 当 該 普 通 地 方 公 共 団 体 の 事 務 に 関 す る 調 査 の た め そ の 他 議 会 に お い て 必 要 が あ る と 認 め る と き は、会 議 規 則 の 定 め る と こ ろ に よ り、議 員 を 派 遣 す る こ と が で き る。

⑭ ～ ⑳ 〔 略 〕

第 9 章 補 則

(電子情報処理組織による通知等)

- 第 169 条 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。
- 2 議会等が行う通知のうち、この規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第 20 条、第 66 条、第 86 条、第 125 条、第 140 条第 1 項及び第 141 条第 1 項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ

とができない方式で作られる記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

- 第170条 この規則の規定(第28条第1項(第74条において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

(会議規則の疑義に対する措置)

第 171 条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

付 則

この規則は、昭和 47 年 5 月 15 日から施行する。

付 則(平成 3 年 8 月 12 日議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 3 年 11 月 1 日議会規則第 2 号)

この規則は、那覇市の休日定める条例(平成 3 年那覇市条例第 33 号)の施行の日から施行する。

付 則(平成 14 年 7 月 15 日議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 19 年 3 月 22 日議会規則第 1 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 20 年 9 月 10 日議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市議会会議規則の規定は、平成 20 年 9 月 1 日から適用する。

付 則(平成 25 年 1 月 15 日議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 98 条第 2 項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 72 号)附則第 1 条ただし書の政令で定める日から施行する。

付 則(平成 25 年 3 月 26 日議会規則第 2 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 27 年 7 月 9 日議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和 2 年 12 月 10 日議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和 3 年 3 月 11 日議会規則第 1 号)
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 5 年 7 月 14 日議会規則第 1 号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和 5 年 8 月 17 日議会規則第 2 号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和 6 年 4 月 3 日議会規則第 1 号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和 7 年 4 月 9 日議会規則第 2 号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和 7 年 6 月 30 日議会規則第 3 号)
この規則は、令和 7 年 8 月 4 日から施行する。

別表第 1(第 166 条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
那覇市議会 各派代表者 会議	条例第 21 条の規定による議会の機能強化、条例第 23 条の議員研修の充実強化、条例第 26 条第 1 項の継続的な議会改革その他議会の活動に関する調査、協議又は調整並びに議会に関する条例等の検討、運用及び検証を行う。	議長及び副議長 議会運営委員長及び副委員長 各会派を代表する議員	議長 又は 事務局長

那覇市議会 正副委員長 会議	議会運営委員会、常任 委員会及び特別委員 会の運営に関し、委員 会間で協議又は調整 を行う。	議長及び副議長 議会運営委員長及び副委員 長 常任委員長及び副委員長 特別委員長及び副委員長	議長
那覇市議会 全員協議会	議案の審査又は議会の 運営その他議会の 活動に関し、議員全員 で協議又は調整を行 う。	議員全員	議長 又は 事務 局長
那覇市議会 災害対策連 絡本部	大規模災害等に関する 訓練の計画及び実施 並びにその発生時 における議員の安否 等の確認、議員への情 報提供、議会の機能の 回復に向けた対応等 に関し、協議又は調整 を行う。	議長及び副議長 議会運営委員会委員長 各会派を代表する議員	議長

備考

- 1 構成員の代理として出席した議員は、構成員とみなす。
- 2 招集権者に事故があるとき又は欠けたときは、当該協議等の場の副長をもって招集権者とする。この場合において、招集権者が議長であるものにあつては、議長及び副議長ともに事故があるとき又は欠けたときは、事務局長をもって招集権者とする。
- 3 改選期等により招集権者がいない場合にあつては、事務局長をもって招集権者とする。

別表第2(第166条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
参画会議	条例第7条第2項の 市民が議会活動に参 画する機会の確保等	各会派から選出された議員 議長により選任された議員	座長

	に関し、調査、協議又は調整を行う。		
広聴会議	条例第 9 条の規定により設ける意見を広聴する機会等に関し、調査、協議又は調整を行う。	各会派から選出された議員 議長により選任された議員	座長
広報会議	条例第 11 条の規定による市政及び議会に関する情報の提供、広報活動の充実並びになは市議会だよりの編集、発行等に関し、調査、協議又は調整を行う。	各会派から選出された議員 議長により選任された議員	座長

備考

- 1 構成員の代理として出席した議員は、構成員とみなす。
- 2 招集権者に事故があるとき又は欠けたときは、当該協議等の場の座長補佐をもって招集権者とする。この場合において、座長及び座長補佐ともに事故があるとき又は欠けたときは、事務局長をもって招集権者とする。
- 3 改選期等により招集権者がいない場合にあっては、事務局長をもって招集権者とする。

[改正履歴]

○ 平成 3 年 7 月 24 日 議決 (平成 3 年議会規則第 1 号・8 月 12 日施行)

地方自治法の一部改正に伴い、従来、任意設置であった議会運営委員会が、同法(第 109 条の 2 の追加)に基づき、条例で置くことができるようになったため、会議規則第 37 条(委員会付託)、第 98 条(所管事務等の調査)、第 138 条(請願の委員会付託・現行第 134 条)に議会運営委員会の規定を加える改正を行った。それにより議会運営委員会は、議会の運営、会議規則、委員会に関する条例等、議長の諮問に関する事項について調査を行うほか、議案・陳情等を審査することができることになった。

その他、法令における表記の基準が改正されたことに伴い、会議規則における字句等の表記も大幅に整備された。

○ 平成 3 年 9 月 20 日 議決(平成 3 年議会規則第 2 号・11 月 1 日施行)

那覇市の休日を定める条例の制定に伴い、会議規則第 10 条第 1 項の、議会の休会の日として、「日曜日及び休日」を「市の休日」に改めた。

ちなみに、平成 3 年 9 月 20 日に「那覇市の休日を定める条例制定」が議決されたが、内容は、地方自治法第 4 条の 2 の規定に基づき、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始とともに、毎月の第 2 土曜日及び 第 4 土曜日並びに慰霊の日を本市の休日とするものであった。

その後、平成 5 年 3 月 26 日に同条例が改正議決されたが、内容は、すべての土曜日を本市の休日とし、本市の機関の執務は原則として行わない完全週休 2 日制を実施するものであった。

○ 平成 14 年 6 月 24 日 議決(平成 14 年議会規則第 1 号・7 月 15 日施行)

地方自治法の一部改正があり、同法第 100 条第 12 項が追加され、「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため、その他議会において必要があると認めるときは、会議規則に定めるところにより、議員を派遣することができる」と規定された。

それに伴う会議規則の一部改正により、会議規則第 159 条(議員の派遣)が追加され、同条を根拠に議員派遣ができるようになった。

○ 平成 19 年 3 月 20 日 議決(平成 19 年議会規則第 1 号・4 月 1 日施行)

地方自治法の一部改正があり、同法第 109 条に項の追加及び第 123 条の一部改正等が行われ、「常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる」、「議長は、事務局長に書面又は電磁的記録により会議録を作成させる」と規定された。

それに伴い、関連する会議規則の条文の一部改正及び項の追加を行い、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会も議案が提出できるようになった。

また、会議録については、電磁的記録により、作成できるようになった。

○ 平成 20 年 9 月 9 日 議決(平成 20 年議会規則第 1 号・9 月 10 日施行)

地方自治法の一部改正があり、同法第 100 条第 12 項が追加され、「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる」と規定された。

それに伴う会議規則の一部改正により、会議規則第 159 条(協議又は調整を行うための場)が追加され、各派交渉会については、各派代表者会議に名称変更の上、その他既存の正副委員長会議、議会史編さん委員会に加えて全員協議会を、会議規則に定めることにより、その活動は公務と位置づけられ、公務災害の適用及び費用弁償の対象となった。

○ 平成 24 年 12 月 21 日 議決(平成 25 年議会規則第 1 号・1 月 15 日施行)

- (1) 地方自治法の一部改正があり、これまで委員会のみで認められていた公聴会の開催や参考人の招致が本会議においても可能になった。それに伴い、会議規則第 1 章に第 9 節公聴会及び参考人(第 78 条～第 84 条)の規定を追加し、本会議においても公聴会の開催や参考人の招致ができるようになった。
- (2) 同日に可決した議会基本条例の制定により、議会の会議における質問等について、一問一答の方式で行うことができるようになった。それに伴い、本会議における対面方式等による発言を想定し、質問席や自席等での発言を可能にするため、会議規則第 50 条(発言の許可)の改正を行った。
- (3) 会議規則第 166 条(協議又は調整を行うための場)の別表に規定されていた那覇市議会編さん委員会を削除した。

○ 平成 25 年 3 月 26 日 議決(平成 25 年議会規則第 2 号・4 月 1 日施行)

平成 25 年 4 月 1 日からの那覇市議会基本条例の施行に伴い、議案に対する議員の賛否の公表が義務付けられることから、新議場に設置されている電子表決システムによる表決方法を導入し、併せて挙手による表決も可能にするため、必要な条文の整備を行った。

○ 平成 27 年 7 月 9 日 議決(平成 27 年議会規則第 1 号・7 月 9 日施行)

男女協働参画社会の形成を促進する観点から、女性議員が活躍できる環境を整備して議会を活性化し、よりよい市民サービスを実現するため、議員が出産のため本会議又は委員会に出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ届け出ることができるとする規定を新設した。

○ 令和 2 年 12 月 9 日 議決(令和 2 年議会規則第 1 号・12 月 10 日施行)

那覇市議会業務継続計画(議会 BCP)の策定に伴い、会議規則第 166 条(協議又は調整を行うための場)の別表に、那覇市議会災害対策連絡本部を加えた。

○ 令和 3 年 3 月 9 日 議決(令和 3 年議会規則第 1 号・4 月 1 日施行)

本会議や委員会への欠席事由を明文化し、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図り、請願に係る署名押印の見直しを行うため、会議規則第 2 条(欠席の届出)及び第 91 条(欠席の届出)並びに第 139 条(請願書の記載事項等)の改正を行った。

○ 令和 5 年 7 月 5 日 議決(令和 5 年議会規則第 1 号・7 月 14 日施行)

議会において、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延や災害等の発生により、開催場所への参集が困難であることを委員長が認めた場合に、オンライン開催を可能とするための規定を加えた。

○ 令和 5 年 8 月 14 日 議決(令和 5 年議会規則第 2 号・8 月 17 日施行)

議会改革をさらに推し進めるため、推進体制の見直しを行い、第 166 条及び別表の改正を行うとともに、新たに別表第 2 を加えた。

議会改革推進会議の下に位置づけられていた 3 部会(議会改革部会、広報参画部会、政策検討部会)及びなは市議会だより編集委員会を、別表第 2 に規定する 3 会議(広聴参画会議、広報会議、議会改革会議)に再編した。

○ 令和 6 年 3 月 15 日 議決(令和 6 年議会規則第 1 号・4 月 3 日施行)

那覇市有地の所有権を巡る贈収賄事件で、久高前議長が県警に逮捕・起訴されたことを受け、令和 5 年 12 月 11 日に各派代表者会議の下に設置された「議員逮捕の不祥事に関する検証・再発防止会議」において、久高前議長が、議員の職責、範囲を超えた質問を行っていたことから、委員会における発言内容の制限について明確化を図るため第 116 条(発言内容の制限)を改正することについて全会一致により決定し、発言は簡明かつ「那覇市議会基本条例」及び「那覇市議会議員政治倫理条例」の規定の趣旨にのっとったものとする改正を行った。

○ 令和 7 年 3 月 18 日 議決(令和 7 年議会規則第 2 号・4 月 9 日施行)

地方自治法の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 19 号)の施行により可能となった、議事日程の配布、議案の提出、発言通告書の提出等、文書で行われていた手続について、インターネット等を活用したオンラインによる手続も可能とするほか、字句を整備する改正を行った。

○ 令和 7 年 6 月 25 日 議決(令和 7 年議会規則第 3 号・8 月 4 日施行)

協議等の場の見直しについて、議会改革会議の機能を各派代表者会議に集約するとともに、広聴参画会議を分割し、新たに参画会議と広聴会議を創設するほか、字句を整備する改正を行った。